

長野県営総合射撃場の管理運営に関する基本協定書（案）

長野県知事 阿部 守一（以下「県」という。）及び ○○○○（以下「指定管理者」という。）は、長野県営総合射撃場（以下「本施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理運営」という。）について、次の条項により本施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この基本協定は、長野県営総合射撃場条例（昭和 50 年 3 月 7 日長野県条例第 8 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により指定された指定管理者が行う本施設の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（信義則）

第2条 県及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

（指定管理者の責務）

第3条 指定管理者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの基本協定に定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、本施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告し、その指示に従うものとする。

（管理運営の期間）

第4条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、令和 9 年(2027 年) 4 月 1 日から令和 14 年(2032 年) 3 月 31 日までとする。

2 管理運営に関する事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第5条 基本協定、年度協定、募集要項及び提案書（指定管理者申請時の事業計画書）の規定の間に矛盾、齟齬がある場合、基本協定、年度協定、募集要項、提案書の順に、その解釈が優先するものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者が行う業務は、条例第 10 条に掲げる業務とする。

2 前項に掲げる業務の細目は、別添「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

- 3 指定管理者が管理する施設等の範囲は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする。
- 4 指定管理者は、その管理運営する本施設の利用者の平等な利用の確保を図るとともに、本施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう、指定管理者が指定管理者募集の際に県に提出した事業計画書を基本として、指定管理者が毎年度ごとに作成する事業計画書に基づき本施設を適正に管理運営しなければならない。

(県が行う業務の範囲)

第 7 条 次の業務については、県が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 4 項）
- (2) 不服申立てに対する決定（地方自治法第 244 条の 4）
- (3) 本施設の修繕業務（第 9 条第 1 項に規定するリスク分担に基づくものとする。）

(管理物件)

第 8 条 本施設を構成する公有財産及び備品のうち、指定管理者が管理を行うもの（以下「管理物件」という。）は、別に県が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

- 2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、管理物件を管理運営以外の目的に使用してはならない。ただし、県の承認を得たときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、管理物件について、定期的に台帳と現物との照合を行い、汚損、損傷したものがあるときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(リスク分担)

第 9 条 管理運営に関するリスク分担については、別紙 3 のとおりとする。

- 2 前項に定める事項に疑義が生じた場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(利用料金)

第 10 条 利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

- 2 前項の利用料金の額は、指定管理者が、条例第 13 条第 3 項に定める額の範囲内において、あらかじめ県の承認を受けて定めるものとする。

また、利用料金の額を変更しようとする場合も同様とする。

- 3 利用者の責めに帰すことができない事由により、射撃場を利用することができなくなったとき及び利用者が利用日の 5 日前までに射撃場利用取消届を提出したときは、指定管理者は長野県営総合射撃場管理規則（昭和 50 年 3 月 31 日規則第 8 号。以下「規則」という。）第 10 条第 2 項の規定により利用者に利用料金を還付するものとする。

(剰余金の取扱)

第 11 条 指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の 5 % にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の 5 % にあ

る額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとする。

(経理)

第12条 指定管理者は、本施設の管理運営業務を行うに当たって、次に掲げる事項に留意して適正に経理を行うものとする。

- (1) 本施設の管理に関する収支を明らかにするため、本施設の管理に関する会計を設けること。
- (2) 経理に関する規定等を定め、経理を行うこと。
- (3) 収支計算、備品の管理及び物品の出納に関する帳簿を作成すること。

2 指定管理者は、本施設の管理に関する経理を明らかにする関係書類を整備し、指定期間終了後5年間保存するとともに、県の要求があれば、それに応じなければならない。

(事業計画等の提出)

第13条 指定管理者は、各事業年度の2月末日までに（令和9年度分については基本協定を締結後直ちに）、当該事業年度の翌事業年度に係る次に掲げる事項を記載した業務（変更）計画書（様式第1号）を県に提出し、その承認を得なければならない。ただし、翌事業年度が協定期間に含まれない場合については、この限りでない。

- (1) 管理運営の体制に関する事項
- (2) 管理運営の実施に関する事項
- (3) 管理運営に要する経費に関する事項
- (4) 自主事業の実施に関する事項
- (5) その他県が必要と認める事項

2 指定管理者は、前項の規定により承認を受けた事業計画を変更しようとする場合も、同様とする。

(自主事業)

第14条 指定管理者は、射撃場の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。

- 2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、県に対して自主事業計画書を提出し、あらかじめ県の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書等にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書等を示された水準によるものとする。

(定期報告)

第15条 指定管理者は、毎月終了後、次に掲げる事項を翌月10日までに、定期報告書（様式第2号）により県に報告しなければならない。

- (1) 利用状況及び利用料金の徴収に関する事項
- (2) 管理運営の実施状況

- (3) 施設等の修繕に関する事項
- (4) 利用者からの意見、要望等の対応に関する事項
- (5) その他県が必要と認める事項

(事業報告)

第 16 条 指定管理者は、事業年度終了後又は指定期間終了後若しくは第 36 条の規定により指定管理者の指定を取り消された後 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書（様式第 3 号）を県に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況及び利用料金徴収に関する事項
- (3) 利用料金の収入の実績
- (4) 管理運営業務に係る収支決算
- (5) 自主事業の実施状況に関する事項
- (6) その他県が必要と認める事項

2 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、県が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(実地調査等)

第 17 条 県は、管理運営の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、指定管理者に対し必要な報告若しくは帳簿、書類等の提出を求めることができる。

(指示及び改善勧告)

第 18 条 県は、第 15 条、第 16 条及び前条の規定による確認及び調査の結果、指定管理者による業務実施が仕様書等、県が示した条件を満たしていない場合は、県は指定管理者に対して必要な指示又は業務の改善を勧告することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による指示又は改善の勧告に従って措置した場合には、その結果を県に報告するものとする。

(施設等の修繕等)

第 19 条 指定管理者は、施設・設備の修繕や改修等の必要が生じた場合は、施設・設備破損・不具合等報告書（様式第 4 号）を県に提出するものとする。

2 施設等の修繕、改修、改築、増築、新築については、原則として、県がその必要性を判断し、県の費用と責任において実施するものとする。ただし、事業年度ごと総額 30 万円を上限に、1 件につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の修繕については、指定管理者が指定管理者の費用と責任において実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理業務を行うに当たり、あらかじめ県の承認（様式第 5 号）を受けて、指定管理者の費用と責任において施設等の修繕、改修、改築、増築、新築を行うことができる。この場合、指定管理者は、当該部分について、将来に渡り、何らの権利も主張しないものとする。

(備品の管理)

第 20 条 指定管理者は、利用料金収入で取得した備品（以下「備品」という。）について、第 4 条に規定する期間が満了したとき又は第 36 条の規定によりこの協定が解除されたときは、速やかにその備品を県又は県が指定した者に対して引き継ぐものとする。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、第 8 条に規定する物品台帳により、管理の状況を明らかにしておかなければならない。

(システムの管理)

第 21 条 指定管理者が、利用料金収入で構築したシステム（ホームページを含む。以下「システム」という。）については、第 4 条に規定する期間が満了したとき又は第 36 条の規定によりこの協定が解除されたときは、県又は県が指定した者に対してそのシステムを引き継ぐものとする。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、システムの台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならない。

(環境への配慮)

第 22 条 指定管理者は、管理運営業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

(1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。

(2) 資源採取から廃棄物に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努めること。

(満足度調査の実施)

第 23 条 指定管理者は、利用者のサービス向上を図るため、利用者に対する満足度調査を実施しなければならない。

2 前項の満足度調査については、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) アンケート用紙をあらかじめ配付し、利用終了時に提出を求める方法により、年間を通じて調査を行うこと。

(2) アンケート項目は、県と協議のうえ決定すること。

(3) 集計結果については、毎月末で締め切り、集計結果を翌月 10 日までに県に提出すること。

(秘密の保持)

第 24 条 指定管理者及び管理業務に従事する者は、管理業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外の目的に使用してはならない。指定の期間が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

(情報の公開)

第 25 条 指定管理者は、長野県情報公開条例（平成 12 年長野県条例第 37 号）及び同条例施行規則（平成 13 年長野県規則第 6 号）に準拠した規定を設け、本施設の管理運営状況について、積極的に情報の公開に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 26 条 指定管理者は、長野県個人情報保護条例（平成 3 年長野県条例第 2 号）及び同条例施行規則（平成 3 年長野県規則第 19 号）に準拠した規定を設け、個人情報の保護を図るための必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別紙 4 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 県は、指定管理者及び管理業務に従事する者が前項の定める義務に違反したときは、指定管理者に必要な措置を指示することができる。

(暴力団等からの不当介入に係る報告及び届出の義務)

第 27 条 指定管理者は、この基本協定に係る業務の遂行に当たり、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく県に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(権利譲渡等の制限)

第 28 条 指定管理者は、この基本協定の締結によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の制限)

- 第 29 条 指定管理者は、管理運営の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、個別業務についてあらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

(管理物件の原状変更)

第 30 条 指定管理者は、管理物件の原状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により県に協議し、承認を得なければならない。

(原状回復義務)

第 31 条 指定管理者は、第 4 条に規定する期間が満了したとき又は第 36 条の規定によりこ

の基本協定が解除されたときは、県の指示するところにより管理物件を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、県の承認を得たときはこの限りでない。

- 2 前項の場合において、指定管理者は県に対し、管理物件の原状の回復に要した費用を請求しないものとする。

(損害賠償等)

第 32 条 指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理物件を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 指定管理者は、管理物件の管理運営業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により県又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ県が損害を賠償したときは、県は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(保険)

第 33 条 指定管理者は、その管理する施設における不慮の事故に備え、次の賠償責任保険に加入するものとする。なお、この保険の被保険者は、指定管理者及び県の双方とする。

- (1) 身体賠償保険 1 名につき 2 億円以上、1 事故につき 4 億円以上
- (2) 財物賠償保険 1 事故につき 2 千万円以上

(緊急事態の対応)

第 34 条 本施設において事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、県を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

- 2 事故又は災害が発生した場合、指定管理者は事故（災害）報告書（様式 6 号）を県に提出するとともに、県と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(管理運営の継続が困難となった場合の措置等)

第 35 条 指定管理者は、適正な管理運営の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を県に申し出なければならない。

- 2 前項の規定が、指定管理者の責めに帰すべき事由によるものであるときには、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 3 第 1 項の規定が、不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由によるものであるときには、県と指定管理者は、その継続の可否について協議するものとする。

(協定の解除等)

第 36 条 県は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管

理者に対して書面により通知した上で、基本協定を解除するとともに指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 指定管理者が、指定管理者の責めに帰する理由により基本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき
 - (2) 指定管理者が、基本協定又は関係法令等の規定に違反し、かつ、県が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき
 - (3) 指定管理者が、暴力団等に該当することが判明したとき
 - (4) 指定管理者が、第 29 条第 1 項の規定により本業務の一部を第三者に実施させる場合において、当該第三者が暴力団等に該当することが判明し、県が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき
 - (5) 前 4 号のほか、指定管理者が本施設の指定管理者として管理運営を継続することが適当でないと認められるとき
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じたときは、県はその賠償の責めを負わない。
- 3 県は、本施設を廃止しようとする場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。この場合において、県は、指定を取り消そうとする日の 6 か月前までに指定管理者にその旨を通知しなければならない。
- 4 前項の規定により指定を取り消した場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じたときは、その費用負担について県と指定管理者の協議により決定するものとする。

(不可抗力による管理運営業務実施の免除)

第 37 条 指定管理者は、暴風、豪雨、洪水、地震、火災その他の県又は指定管理者のいずれの責にも帰することのできない自然的又は人為的な現象（以下「不可抗力」という。）の発生により管理運営業務ができないと認められる場合、県との協議の上、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

(業務の引継ぎ)

- 第 38 条 指定管理者は、本協定の終了に際し、県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対して委任業務、書類等を適正に引継がなければならない。ただし、県の承認を得たときはこの限りではない。
- 2 県は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して県または県が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、県から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第 39 条 指定管理者は、その名称、住所、代表者等の変更があったときは、速やかに、その

旨を県に届け出なければならない。

(諸規定の整備)

第 40 条 指定管理者は、本施設の管理運営業務に必要な諸規定（非常時の体制を含む）を整備し、これを施設に備え置かなければならない。

(関係機関等との連携等)

第 41 条 指定管理者は、管理運営に当たり、近隣住民や関係機関等との協力・連携に努めるとともに、良好な関係を維持しなければならない。

(年度協定)

第 42 条 年度ごとの管理業務の内容については、毎年度、別途、協定において定めるものとする。

(協議)

第 43 条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、県と指定管理者が協議の上定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、県と指定管理者が両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 9 年(2027 年) 月 日

県 長野市大字南長野字幅下 692 の 2
長野県知事 阿部 守一 印

指定管理者 ○○ ○○ ～～～ ○○ ○○
○○ ～～～ ○○
○○ ○○○○ 印

別紙 1

指定管理者が管理する施設等の範囲

- 1 施設の名称 長野県営総合射撃場
 2 所在地 長野県上伊那郡辰野町
 3 概要
 (1) 敷地面積 17.18ha

(2) 施設別建築面積及び構造

単位: m²

施設の名称	構造・階数	建築面積等	延べ面積
管理研修棟	RC、2 階建	661.70	764.67
空気銃射屋	S、1 階建	244.20	244.20
ライフル射屋	RC、1 階建	77.79	77.79
外便所A	W、1 階建	8.81	8.81
外便所B	W、1 階建	8.81	8.81
プーラーハウストラップA	RC、1階建	7.20	7.20
プーラーハウストラップB	RC、1階建	7.20	7.20
プーラーハウススキートA	RC、1階建	7.20	7.20
プーラーハウススキートB	RC、1階建	7.20	7.20
駐車場	2箇所	130台収容	

(3) 射撃場の内容

クレー射撃場・・・(社)日本クレー射撃場協会公認区分 AA 級

- ・ トラップ専用射撃場 2面
- ・ スキート専用射撃場 1面
- ・ スキート、ラビット併設射撃場 1面

空気銃射撃場 1面
 ・ 10m 覆道式 15 射座

ライフル射撃場 1面
 ・ 100m固定標的、バップル 5射座

(別紙2)

県営総合射撃場備品等一覧表

場所	備品名	数量	備考
ロビー	展示ケース	2	
	案内板(ホワイトボード室入り口)	2	
	マット	2	
	応接イス(長イス・白)	4	
	ロッカー(小・通用口に据付)	1	
	ペレットストーブ	1	
	応接テーブル(白)	1	
事務室	机(管理者用)	1	
	イス(管理者用)	1	
	机	3	
	イス	3	
	書棚	1	
	ロッカー(4人用)	1	
	掲示板(ホワイトボード、スケジュール用)	1	
	応接イス	4	
湯沸室	流し台	1	
倉庫	銃ロッカー(3丁用、NO.6)	1	
ロッカー室	銃ロッカー(3丁用、NO.3から5、7から45)	42	
	作業机	2	
	スチール棚	3	
	銃ロッカー(5丁用)	1	
大研修室	会議用机	34	
	机(事務用)	1	
	イス(事務用)	1	
	ロッカー	1	
	イス	106	
	イス収納台車	5	
	レクチャーテーブル	1	
	音響装置	1	
	テレビ配線	1	
	複写機(未使用)	1	
小研修室	会議用机	15	
	イス	38	
	ホワイトボード(キヤスター付)	1	
	銃ロッカー(3丁用、NO.1)	1	
	机(事務用)	1	
	イス(事務用)	1	
	ロッカー(小、引き戸)	1	
	ロッカー(2段)	1	
	ロッカー(4段)	1	
控え室	応接イス	2	
	応接ソファ	1	
	応接テーブル	1	
	木製机(4分割可)	1	
	木製イス	16	
トラップA	放出機	15	
トラップB	放出機	15	
スキートA	放出機	3	
スキートB	放出機	2	
	放出機(ラビット)	2	
ライフル	机	1	
	イス	5	
	銃ロッカー(3丁用、NO.2)	1	
空気銃	机	5	
	学習机(木製)	3	
	学習イス(木製)	3	
	イス	4	
	銃ロッカー	1	

リ ス ク 分 担

項 目	指定管理者	県
施設の維持管理(建物内外の清掃、植栽木等の管理、林道の除雪、草刈含む)	○	
施設(建物、構築物、放出機、機械施設等)の保守点検	○	
射撃場内の管理(使用済みクレー及び薬きょう等の回収処理)	○	
施設・設備の経年劣化等による損傷に係る補修 (10 万円以下のもの、ただし、施設の入替えを含め年間総額 30 万円を上限とする。)	○	
施設・設備の経年劣化等による損傷に係る補修 (上記以外)		○
経年劣化による施設・設備の入替え等 (10 万円以下のもの、ただし、補修を含め年間総額30万円を上限とする。)	○	
経年劣化による施設・設備の入替え等 (上記以外)		○
射撃場内の鉛の回収処理(平地及び側溝、集水桝)	○	
射撃場内の鉛の回収処理(傾斜地)	鉛の堆積状況により別途協議	
安全衛生管理(水道の水質検査、便所の汲取り、浄化槽汲取り、清掃、点検)	○	
内閣府令に基づく届出、日本クレー射撃場協会公認手続き等	○	
射撃場協会等への加入	○	
電気代、電話代の支払い(休場期間分を含む)	○	
射撃場内外の水質調査(4 箇所)		○
業務に関連して取得した利用者等の個人に対する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、火災その他の県又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復(注)	別途協議	
事故、火災による施設損傷の回復	○	△
施設利用者の被災に対する責任	○	△
射撃場の賠償責任保険加入	○	
包括的な管理責任		○

(○・・・負担が発生するもの、△・・・状況により負担が発生するもの)

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

指定管理者は、本協定による業務に関して知ることができた個人情報を他人に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

指定管理者は、本協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 適正管理

指定管理者は、本協定による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 利用及び提供の制限

指定管理者は、県の指示がある場合を除き、本協定による業務に関して知りえた個人情報を本協定の目的以外の目的に使用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

6 複写または複製の禁止

指定管理者は、本協定による業務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

指定管理者は、本協定による業務を処理するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、県が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返還等

指定管理者は、本協定による業務を処理するために県から引き渡され、又は指定管理者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者への周知

指定管理者は、本協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

10 保護措置の報告

県は、必要があると認めるときは、指定管理者が本協定による業務の執行にあたり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。

11 実地検査

県は、必要があると認めるときは、指定管理者が本協定による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

12 事故報告

指定管理者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。